

平成29年第3回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 8 5 号	宝塚市自転車駐車場附置条例及び宝塚市パチンコ店等及びラブホテルの建築の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	9月11日
議案第 8 6 号	宝塚市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 8 7 号	宝塚市消防本部及び消防署の設置等に関する条例及び宝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 8 8 号	平成28年度宝塚市水道事業会計決算認定について	認定 (全員一致)	
議案第 8 9 号	平成28年度宝塚市下水道事業会計決算認定について	認定 (全員一致)	
議案第 9 5 号	公の施設(宝塚市立国際・文化センター)の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第 9 6 号	町の設定及び町の区域の変更について	可決 (全員一致)	
議案第 9 7 号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第 9 8 号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第 9 9 号	市道路線の一部廃止について	可決 (全員一致)	
請願第 2 0 号	宝塚観光花火大会の復活についての請願	採択 (全員一致)	



平成29年第3回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	議案第85号 宝塚市自転車駐車場附置条例及び宝塚市パチンコ店等及びラブホテルの建築の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
<b>議案の概要</b>	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴い、同法の規定を引用する条例について、所要の整理を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。
<b>論 点</b>	なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	<p>問1 本市にダンスホールはあるのか。</p> <p>答1 市内にはない。</p> <p>問2 ダンス文化の健全な発展の支障とならないようにという目的で、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正があったが、ナイトクラブとは、どういうものをイメージすればいいのか。</p> <p>答2 ダンスホールやナイトクラブは戦後に広まったもので、男女がダンスをしたり、飲食したりする施設である。近年、ダンスは風俗というより、健全な文化やスポーツという認識が高まっているという状況にあり、今回法改正に至ったと考えている。</p> <p>問3 ナイトクラブといえば、若者が騒いで踊るような場所が想定され、キャバレーの方が落ち着いているとも感じる。ナイトクラブいわゆるクラブは風営法の対象外であるが、今後、本市において、クラブの営業を希望する事業者が出てきた場合の対応は。</p> <p>答3 風営法に関しては、宝塚警察署の生活安全課が担当であり、宝塚警察署において風営法の対象か対象でないか判断されると考えられる。</p>
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全員一致）

平成29年第3回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第86号 宝塚市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	
<b>議案の概要</b>	
第7次地方分権一括法による公営住宅法の改正に伴い、本年7月21日に公営住宅法施行令が、同月26日に公営住宅法施行規則がそれぞれ改正され、同日に施行されたことを受け、所要の整理を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。	
<b>論 点</b>	なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
	なし
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全員一致）

**議案番号及び議案名**

議案第87号 宝塚市消防本部及び消防署の設置等に関する条例及び宝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第96号 町の設定及び町の区域の変更について

**議案の概要**

**(議案第87号)**

仁川団地及び仁川月見ガ丘の一部区域を変更するとともに、仁川清風台の区域を新たに画すことに伴い、宝塚市消防本部及び消防署の設置等に関する条例にあっては、西消防署の管轄区域、宝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例にあっては、給水区域に係る所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

**(議案第96号)**

仁川団地及び仁川月見ガ丘の一部区域を変更するとともに、新たに「仁川清風台」として区域を画するもの。

**論 点** なし

**<質疑の概要>**

問1 そもそもこの町名の新設・改定は、市が発案するものなのか、あるいはUR都市機構等事業者側が提案するものなのか。

答1 今回は町名の新設ではなく、もともとある「仁川団地」の住居表示を変更するものである。住居表示とは、建物の所在等を合理的に示すことができるように設定するものであり、市から積極的に変更を行うものではないが、平成28年7月にUR都市機構から土地利用の状況が変わるということで町名変更についての依頼文をもらっており、市としては一定の規模があり、新たなまちづくりが行われることを勘案して、今回町名変更をした。

問2 今回、UR都市機構から町名変更の依頼があったのは、居住者がいないエリアでの設定になる。本市において、過去に2箇所町名変更したところは、居住者がいなかったところであったのか。また、場所はどこか。

答2 居住者はいなかったところであった。売布のグラウンドによって設けられた新しい地域と北雲雀きずきの森の横に設立された、「宝塚医療大学」の住居表示であった。

問3 基本的には居住者がいない場合の町名変更が続いているが、居住者がいる場合、町名変更は大変なのか。

答3 登記や運転免許証の住所の変更など、住所が変わることによる変更の手続が必

要になり、居住者の負担は大きい。

問4 最終的に決定した「仁川清風台」という町名は、住居表示審議会において、全員一致であったのか。

答4 新町名案の中から委員に順位を付けてもらった結果によると、「仁川希望ガ丘」、「仁川清風の森(台)」が13点で同点の1位、「仁川星ガ丘」が10点で3位であり、「清風」というキーワードが入ったものがトップに挙がっていた。そして、平成28年度第3回住居表示審議会においての最後の絞り込みの中で、「仁川清風台」の町名が挙がり、最終的に全員一致となった。

自由討議 なし

討論 なし

#### 審査結果

議案第87号 可決(全員一致)

議案第96号 可決(全員一致)

**議案番号及び議案名**

議案第88号 平成28年度宝塚市水道事業会計決算認定について

**議案の概要**

平成28年度水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するもの。

(収益的収支) 収入総額(仮受消費税を含む決算額) 47億1,737万7,569円

支出総額(仮払消費税を含む決算額) 43億 393万6,074円

差し引き4億1,344万1,495円の黒字となり、消費税などに伴う経理処理をした結果、当年度は、3億2,383万9,299円の純利益となった。

(資本的収支) 収入総額 17億3,524万 198円

支出総額 35億 45万3,909円

差し引き17億6,521万3,711円の資金不足が生じたが、損益勘定留保資金並びに消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんした。

**論 点** なし

**<質疑の概要>**

問1 平成30年度の小林浄水場、亀井浄水場の廃止に伴う、職員の配置について、市長事務部局と協議を行っているとのことであるが、どのような協議を行っているのか。

答1 当該浄水場に勤務する12人の職員の配置について検討しており、阪神水道企業団からの受水への移行やそれに伴う業務の見直し等を確認している。市側への欠員補充も含め現在協議を行っている。

問2 阪神水道企業団から受水する水は高度処理をしたおいしい水ということであるが、県営水道から受水している地域もある。同じ水道料金であるのに水質が異なることについて、どのように認識しているか。

答2 水質の違いは認識しているが、水質基準に基づき供給しており、基準を守りながらできるだけおいしい水を供給したいと思っている。しかしながら、水道モニターの会や水道週間のイベントで「きき水」等を行っているが、本市で浄水処理した水も含め、違いが判断できることはほとんどない。当面は現状のまま続けざるを得ないと考えている。

問3 臨時用水道料金の不能欠損や滞納について、監査委員からの指摘があるがどのようなことか。

答3 臨時用水道料金は開発事業等において、工事の際に使用するための水道料金であり、7万円の前納金を徴収し、その額を超えた場合請求して納めてもらうが、事業

者が経営不振となり、請求を続けていたが連絡がつかなくなったため、不能欠損となったもの。また、20万円以上の滞納20件のうち9件が臨時水道料金であるが、9件のうち5件は同一事業者であり、開発場所が市内全域にわたり、7万円の前納金の額を超える使用があったものの支払いがされていないものである。

問4 一般用の水道料金であれば滞納となると給水停止の対応をしているが、臨時水道料金は給水停止していない。一定のペナルティーがないと同じ事業者が毎回滞納をするということもあるかと思うが、臨時水道料金の滞納については給水停止はできないのか。

答4 給水停止については、宝塚市水道事業給水条例で定めているが、臨時用の水道に関しては、現在のところ給水停止の対象とはなっていないため行っていない。

問5 計画では平成29年度以降は赤字基調をたどることが見込まれているとのことであり、阪神水道企業団からの受水費の増加、庁舎の建てかえ、管路の更新・耐震化等があるが、水道事業会計の今後の経営見込みは。

答5 平成28年度は3億2千万円の黒字となっているが、平成29年度は4億4千万円の赤字、平成30年度は1億9千万円の赤字となる見込み。受水費の増加もあり、給水収益についても、平成31年度までは微増であるが、それ以降減収となる厳しい経営状況が続くと考えている。

問6 4億4千万円の赤字は大きい。早急に検討すべきは、使わなくなった浄水場の売却ではないか。小林浄水場と亀井浄水場の売却の予定は。

答6 時期は未定であるが、老朽化している建物を解体し、敷地を売却する予定。売却益により、その年度は一時的に黒字となるかもしれないが、引き続き赤字傾向は続く。経営戦略に掲げる経営健全化の取り組みをしっかりと進めていくよう考えている。

問7 有収率については、節水等により下がってきているとのことだが、有収水量は増加している。これは人口増加等による自然増ということか

答7 平成28年度決算で、有収水量は平成27年度比44,621立方メートルの増加で、0.2%の増となっている。その大きな理由としては、給水人口が平成27年度比429人増で0.2%の増であることが大きく影響している。平成30年度から平成31年度ぐらいが給水人口のピークであると見込んでいる。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	認定（全員一致）

平成29年第3回(9月)定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第89号 平成28年度宝塚市下水道事業会計決算認定について

議案の概要

平成28年度下水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するもの。

(収益的収支) 収入総額(仮受消費税を含む決算額) 47億3,017万3,998円

支出総額(仮払消費税を含む決算額) 41億8,059万6,193円

差し引き5億4,957万7,805円の黒字となり、消費税などに伴う経理処理をした結果、当年度は、5億3,956万4,018円の純利益となった。

(資本的収支) 収入総額 11億9,290万6,578円

支出総額 32億1,797万3,974円

差し引き20億2,506万7,396円の資金不足が生じたが、損益勘定留保資金並びに消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんした。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 向月町に設置された水中ポンプが空回りする事象が複数回発生しており、前回、内部にカエルの卵が入ったことが原因であるとの報告を受けていたが、今回はゼリー状のものが原因ということに変更されている。地元の方もカエルの卵ということはないのではないかと言っていたが、原因が特定できないと、今後も繰り返し発生することになるのではないかと。

答1 今後、原因を明確にした上で対応するようにし、きっちりと取り組んでいきたい。

問2 水道料金は私債権であり、消滅時効は2年、下水道使用料は強制徴収公債権で、消滅時効は5年である。現状一括して徴収委託しているが、異なる債権に対し、同じ徴収計画を策定しているのはおかしいとの監査委員の指摘がある。今後どのようにしていくのか。

答2 現在の徴収計画には、私債権と公債権で異なるものを作成するという概念までは入れていなかった。今後、公債権における徴収計画を研究し、変えていきたいと考えている。

問3 当初下水道事業における資金不足を考えると36%の値上げが必要であったが、激変緩和のため18.5%の値上げとした経緯がある。残りは平成29年度までの経営状況等を見て、平成30年度に検討するとのことであったが、検討は進んでいるのか。

答3 現在のところ平成30年度の検討に向けての議論はしていない。現在、平成28年

度に策定した経営戦略の見直しは考えていないが、経営戦略は5年ごとに見直しを  
したいと考えており、平成32年度ごろには見直しは必要であると考えている。現在、  
経常損益としては黒字であるが、水道事業から9億円余の借り入れをして運営をし  
ているのが実態で、下水道事業には構造的に問題があるということを今後も説明し  
て理解を求めていく。

問4 下水道料金改定により収納率に影響はあるか。

答4 下水道使用料収納状況の平成27年度と平成28年度の比較では、現年度分は変動  
はなく、滞納分は若干上昇していることから、料金改定によるマイナスの影響はな  
かったと認識している。

問5 市内の非水洗化世帯に対する対応は。

答5 現在、非水洗化世帯は約960世帯あり、説明に伺い依頼をしたり、助成金の活用  
等で減らしていきたいと考えている。平成28年度は230軒程度訪問し、31軒ほど  
水洗化したが、なかなか進んでいないのが現状である。

問6 管路の耐震化の取組状況は。

答6 管路約70キロメートル調査し、6.9キロメートルが耐震化工事が必要である。平  
成28年度末で重要な管路の耐震化率が29.3%となっている。管路全体では19.3%  
であり、今後も必要な管路には優先順位を設定し取り組んでいきたい。

問7 個人でポンプを設置しているところがあるが、どのような対応をしているか。

答7 設置の際は全額上下水道局の負担としているが、老朽化については現在のところ  
相談を受けていない。老朽更新の費用については今後の課題であると認識している。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	認定（全員一致）

**議案番号及び議案名**

議案第95号 公の施設（宝塚市立国際・文化センター）の指定管理者の指定について

**議案の概要**

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における宝塚市立国際・文化センターの指定管理者として、特定非営利活動法人宝塚市国際交流協会を指定しようとするもの。

**論 点 1 指定の妥当性について**

**<質疑の概要>**

問1 国際・文化センター指定管理者の指定に係る指定期間について、当初は5年間の指定管理を行う債務負担行為を設定していたが、「文化活動団体や市民の皆さんからご意見をいただく中で、新しいギャラリーを利用する意向の強さを感じており、センターのギャラリー使用の減少への懸念などから、センターのギャラリー運営について検討する必要がある」と判断し、今回の指定期間を3年間としている。今まで国際・文化センターのギャラリーで行っていた活動を、今後全て新しい文化芸術施設に移行し、国際・文化センターでは一切しないという理解でよいのか。

答1 2つのギャラリーは、規模、天井の高さ、機能、立地も異なるため、それぞれの特徴を生かした活用を想定している。さまざまな話がある中で、国際・文化センターで展示をしている団体からも、新しい文化施設で展示をしたいという声もたくさん聞いている。国際・文化センターは、ギャラリーの使用料が収入の大部分を占めるため、使用料減少となると収支の問題もあり、ギャラリー中止となると指定管理料も変わってくるという懸念もある。そのため、一旦は3年間で区切りをつけ状況を把握し、今後のあり方を検討したい。

問2 国際・文化センターのギャラリーの存在を認識しつつ、新たな文化芸術施設をつくろうとしており、重複するものをかなり近くの位置で実施しようとしている。国際・文化センターのギャラリー使用の減少も想定していたはずだが、市の内部に、文化について検討し、どうあるべきかを考える組織がなかった。「国際交流協会」という名前に「文化」はついておらず、文化芸術については文化財団で、分野ごとに異なる指定管理者に任せざるを得ない現状を理解した上で考えなければ、「国際・文化センター」の名前や、設置管理条例も含めて変わってくるのではないかという懸念があり、指定管理者も困ることになる。市の考えは。

答2 新しい文化芸術施設の検討の中で、さまざまな指摘を受けた。本市がこれまで進めてきた文化施策について、市は窓口的な仕事はするが、実際には、文化は文化財団、スポーツはスポーツ振興公社、国際交流については国際交流協会に任せてきた。市民のための文化施策はどうするのかという声もあり、国際時代におけるあり方や

情報収集、姉妹都市のあり方などについては指定管理者が考えることではなく、市の責務であるが、そういった人員が育っていないことについては大きな原因があると実感している。今後、市としての役割を果たすため、重点的に考え検討したい。

## 論 点 2 業務のあり方について

### <質疑の概要>

問1 平成28年度の国際交流協会の活動計算書における、受取助成金と自主事業収益の具体的な内容は。

答1 受取助成金とは、高齢者雇用による助成金を受けていると認識している。また、日本人の方に外国語を教える外国語教室によって自主事業収益を得ている。

問2 国際・文化センター指定管理者の選定方針に、事業収益から生じる新たな剰余金が過大と認められる場合、指定管理料の見直し等も含め検討すると記載されているが、自主事業収益いわゆる剰余金が過大と認められる場合は、指定管理料の見直しをする必要はないという理解でよいのか。

答2 当該自主事業は、指定管理事業ではなく国際交流協会の事業として行っているもので、指定管理事業の収支としてはマイナス15万4,010円となっている。指定管理事業とは別に行っている自主事業については、国際・文化センターの活動の一部として大きく活躍してもらえればと期待している。

問3 国際交流協会は、平成20年度からセンターの管理運営を行ってきた団体で、他に変わる業者もおらず、指定管理者として妥当だとは思いますが、業務内容が完璧というわけではないことが、平成29年度の国際・文化センター指定管理者選定委員会の評価採点表においてあらわれている。「効果性」の評価項目において、50点中27点とサービス内容の評価が低かった理由は。サービスの質の向上については、改善の余地があると考えているが。

答3 指定管理者選定委員会より、「施設利用者や事業参加者、外国人市民など広く市民ニーズの把握に努めるとともに、第三者や外部機関等の意見も広く取り入れられるような体制づくりに取り組み、今後のセンターの管理運営と事業展開に反映するよう望みます」との意見をもらっているが、利用者からの声や苦情に対し、スタッフの共有はできているものの、利用者に対してお返しすることまでは不十分だったとの指摘があった。指定管理者に対し、今後改善に努めるよう現段階でも伝えているところである。次回の指定管理期間においても、十分に意見を反映し、よりよい指定管理になるようにとお願いしている。

問4 国際・文化センター指定管理者事業計画書にある、類似業務の外国人市民母国語等学習支援事業について、宝塚ジョイア、日本語教室のそれぞれの内容は。

答 4 宝塚ジョイアの母語教室は、ブラジル人が母語であるポルトガル語を忘れないようにというのが主な目的で、ポルトガル語を子どもに教えるもので、日本語教室とは、保護者に日本語を教えることが主な目的である。一方、開設当初から国際・文化センターで実施している日本語教室は、外国人市民に初歩的な日本語を習得してもらうような教室で、目的が異なる。

問 5 宝塚ジョイアについて、県からの補助はあるのか。

答 5 平成 22、23、24 年については、県からの補助で事業を実施したが、平成 25 年以降は、市の費用負担で実施している。

問 6 ボランティア活動の人材について、国際交流協会の会員数は 471 人となっているが、登録しているだけの人もいると考えられる。ボランティアの実際の稼働人数は。

答 6 国際交流協会の会費を支払っているのが 471 人である。実際に活動しているのは約 110 人で、約 110 人の活動事業委員は、広報委員会、交流委員会、国際協力委員会、事業企画委員会、生活相談委員会、日本語学習委員会などがある中で、1 人で 2 つの委員会に所属できる。

問 7 指定管理料で購入した備品の所属は、国際・文化センターの所属になるのか。あるいは事業者の所属になるのか。

答 7 備品については、市が貸与しているものを中心に、使用してもらっている。備品が破損等で使用できなくなり、指定管理料で購入・更新される場合は、市の備品ということで、市に所有権があることになる。

問 8 学校園における英語以外の中国語等の教育について、国際交流協会の協力体制はあるのか。

答 8 教育委員会から要請があれば、可能であれば国際交流協会から通訳等を派遣し、生徒に寄り添っている。平成 28 年度も長尾小学校と御殿山中学校において、実績がある。

問 9 相当な量の業務を、センター長 1 人、職員 6 人、うち会計担当 1 人は隔日勤務で行っている。人員配置計画にある担当業務が全てであるのか。兼務して行ったりしている業務はあるのか。

答 9 事務局の体制に関しては、人員配置計画通りの業務である。その他の清掃業務等の施設管理業務や時間外受付などの業務に関しては、外部委託している。事業報告にある、さまざまな国際交流事業や貸館事業については、活動事業委員約 110 人を中心とした委員会の方々に力を借りており、多くの市民に活躍してもらいながら、事業運営を進めている状況である。

問 1 0 過去に、本市役所において国際や文化の担当課あったが、国際・文化センターの指定管理者として国際交流協会に、それらの業務を委託することになり、なくなったのか。

答 1 0 現在は「文化政策課」であるが、かつては「国際文化課」として業務をしていた。現在は、文化政策課の課長が国際交流担当を兼務している。

問 1 1 国際的な部分や文化的なものを司る市の組織や人員がなく、ある部分は国際交流協会、ある部分は文化財団に任せ、市職員が携わらない現状にある。文化や国際的な部分について熟知している市職員がいなくなることについての考えは。

答 1 1 かつては市職員が直接、文化行事や国際交流を担当していたが、現在は指定管理者制度に変わり、国際交流や文化など専門性の高い仕事を司るという意味では、市職員が携わるというより、長期的に専門家集団に任せている。それに対し、市職員は文化の条例・計画を作成するなどをし、指定管理業務も含め、目指している業務ができているかを検証し、共に協調しながら業務を進めていく。

問 1 2 国際的なことに関しては、国際交流協会のおかげで充実していると思うが、「国際・文化センター」という名称から考えて、文化面に関しての事業内容は。

答 1 2 センター内にギャラリーがあり、文化面に関しては、展示をするなど市民の文化活動の発表の場としている。「国際・文化センター」という名のとおり、国際的な部分と文化的なギャラリー部分が並立して存在している。

問 1 3 ギャラリー部分に、自主事業はあるのか。

答 1 3 国際事業に関しても、さまざまな文化を発表できる場がある。異文化理解ということで、民族衣装や韓国の手芸を展示するなど、指定管理者である国際交流協会が主催で実施している。

問 1 4 本市において、文化を掘り下げていった事業についての実施は。

答 1 4 国際・文化センターについては、貸館という部分が国際交流協会の文化事業の中心だと思われがちな部分がある。市としても文化事業に積極的に働きかけるということで、平成 28 年には国際交流協会の協力を得て、高校生の展示会を実施した。そのような点を今後も強化し、文化面の底上げを図っていきたい。

問 1 5 国際交流協会の活動概要における事業内容の定款第 5 条に、文化的な内容のものがないが、指摘されたり、協議したことはあるのか。

答 1 5 国際・文化センターの事業内容については、国際交流・国際親善が主になり、直接的・主体的に文化を発信することについては確かに弱いと実感しているが、貸

館業務については、熟知している職員もいる。定款に記載するとはいかないかもしれないが、今後、事業計画等を定める中で、明確な方向性を示しながら業務を進めていきたい。

問 1 6 国際・文化センター指定管理者事業計画書に、「宝塚市の姉妹都市（リッチモンド郡・オーガスタ市、ウィーン市第 9 区の 2 都市）との架け橋となる事業」とあるが、姉妹都市について、本市の現状と今後の方向性は。

答 1 6 かつてのような市と市が市民交流団を連れて行き来をするというような事業は、現在実施していないが、国際交流協会が中心となり、ウィーンから演奏家を招いてコンサートを開催する場合などには、後援という形で支援等している。当時と時代背景も変わってきているので、今後、姉妹都市の取り扱いについて、国際交流協会も含め議論を深めていきたい。

問 1 7 ウィーンから演奏家を招くといった費用は、市が補助しているのか。

答 1 7 指定管理料の範囲内で、運営してもらっている。

問 1 8 異文化相互理解事業の実施基準に、「アジアを中心とした国々の歴史、芸術、文化、生活、習慣等の違いを理解し、お互いの違いを認め合い、学び合うことで予断や偏見をなくすことを目的として」とあるが、姉妹都市でもないアジアをなぜ対象としているのか。

答 1 8 この事業は平成 14 年の外国人市民懇話会からの提言に基づき、現在も事業を継続しているもので、「お互いの文化の違いを認め合い、同じ人間として相手の立場を尊重しあえる地域社会を作っていくため」ということで、国際交流というより人権的な視点をもった事業である。本市に居住する外国人市民もアジア圏の方が多いことから、アジアを中心として事業を進めているが、今後、「アジアを中心とした」という記載については検討したい。

問 1 9 時代とともに、国際交流のあり方自体が変化している。国際・文化センター条例第 1 条の「市民の国際交流活動の促進及び芸術文化の向上を図るため」という目的を達成するために、第 3 条に事業を挙げているが、評価採点表のベースになるものであるにもかかわらず、時代にそぐわない。見直しの必要もあると思われるが、市の見解は。

答 1 9 国際・文化センター条例は、平成 19 年に施行したもので、現在 10 年が経過している。条例については、幅広く対応できるように記載していると理解しているが、グローバル化の時代が急速に進み、時代の変化とともに国際交流も変化していると理解しているため、必要に応じて見直しをするなどして対応したい。

問 20 国際・文化センター指定管理者選定委員会の平成 24 年度評価採点表において、「管理（運営）能力」の項目であった「設置目的が達成されるものであること」が、平成 29 年では「公平性」の評価項目に移行した理由は。

答 20 市の統一基準として、指定管理の採点基準が示され、時代に即した評価採点表を見直す中で、今回、国際・文化センター指定管理者選定委員会の評価採点表も見直し、項目を移動した。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

<p><b>議案番号及び議案名</b></p> <p>議案第97号 市道路線の認定について          議案第98号 市道路線の認定について          議案第99号 市道路線の一部廃止について</p>
<p><b>議案の概要</b></p> <p><b>（議案第97号、議案第98号）</b>          都市計画法に基づく土地の帰属に伴う管理引継により、新規認定をしようとするもの。</p> <p><b>（議案第99号）</b>          都市計画道路の整備による代替道路の設置、及び市立中学校屋内運動場改築事業の施行に伴い、道路の一部の機能が滅失したため、一部廃止をしようとするもの。</p>
<p><b>論 点</b> なし</p> <p><b>&lt;質疑の概要&gt;</b></p> <p>問1 議案第97号で認定する市道4493号線の終点の奥に余っている土地があるが、この土地の扱いは。</p> <p>答1 造成した業者が所有している土地である。引き続き業者が所有し続け、今後開発が行われる場合、活用される予定である。</p> <p>問2 市道4493号線は延長34.90メートルで、あと10センチメートルあれば車返しをつくる必要がある。10センチメートル短いために、車返しをつくる必要がないとしているが、業者が所有している土地は、10センチメートル以上あるように見え、車返しをつくることは当然必要だと考えるが、指導できなかった理由は。</p> <p>答2 市道4493号線の北側が生産緑地になっており、開発が行われた土地も含め、一人の所有者が持っていた土地であるその一部を、今回宅地化し分譲することによって、部分的な道路の整備となったが、今後、残地の生産緑地を開発していく予定もあると聞いており、今後の西側の道路への接続も視野に入れている。今回は将来を見据えて市道認定を行ったという状況である。</p> <p>問3 議案97号で認定する市道を使用される人は、ほんの数名である。一部の人しか使わない道路を市道認定するのか。将来ほかの道路とつないでいくという今後を見据えた上での市道認定ということだが、開発しない可能性もある。判断はどのようにしているのか。</p> <p>答3 将来構想として、道路間から道路間への通り抜けを基本としている。ただし、35メートル以下であれば6メートルの幅員をもって車返しがいらぬ等、開発ガイドラインの基準に従い、開発者が設定される。道路管理課としては将来を見据えての開発をしてほしいなど意見を出しているが、ガイドラインの基準にのっとりた方法</p>

であれば、市道への道路の帰属を認めている。

問4 議案第98号で認定する市道4494号線はT字型になっており、ある住宅のための取り付けの道路のようにも思える。車返しと考えているのか、あるいはある住宅のための東西の方の道路に出ていく取り付けの道路と考えているのか。個人的な道路であるとすれば、市道認定するのは的確ではないのでは。

答4 ガイドラインにおいて、幅員が4.7メートルで35メートル以下の延長には車返しが必要とされており、ガイドラインに従っていることから、都市計画上も問題なく、市の帰属となると認識している。基本的に、つながっている道路を順次開発していきたいと考えており、開発地の突き当たりまで道路をつなげてもらうよう、将来の道路の接続につなげていく指導を行っている。また、既存道路を寄附により市道認定するためには、5戸以上の建物が存在していることを前提条件としていることなど、良質な開発によって住宅を供給するというような観点も持ちながら、今後も市道認定を進めていく。

問5 議案第99号の市道1097号線の廃止に関して、代替道路である市道3671号線は供用開始しているのか。

答5 南側の歩道のみ、供用開始している。全面の供用開始については、市立長尾中学校屋内運動場完成後の平成31年3月に、車道も開放予定である。

問6 議案第99号の市道1097号線の廃止のタイミングとして、市道3671号線の供用を開始してからでいいのでは。代替の新たな道路が供用開始される前に、市道1097号線の一部を廃止する理由は。

答6 現在、3メートル50センチの歩道形態で開放しており、市道1097号線も2メートルほどの人が歩ける程度の道路であるため、代替機能がすでに確保されているという観点から、市道1097号線の廃止に向けて処理を進めている。

問7 議案第99号の市道1097号線の廃止は、市道路線の認定・廃止基準の第4条の第1項から第4項の、どの理由でもって廃止としたのか。

答7 第4条第1項「代替道路が設置され、効用がなくなったもの」を理由とし、廃止とした。

問8 認定・廃止基準の第4条第1項「代替道路が設置され、効用がなくなったもの」だけでは、今回の廃止理由としては不十分ではないか。第1項だけの理由で廃止したのか。認定・廃止基準のどの部分を根拠でもって、認定・廃止するのかを明確にする必要があり、曖昧さがあってはおかしい。今回の市道1097号線の廃止理由は認定・廃止基準に合わず、理由が明確ではないのでは。

答 8 市道 1097 号線は農地に至る役割をもっていたが、市立長尾中学校屋内運動場建設により、当該農地が造成され、農地へのアクセスの必要性がなくなり、効用がなくなったとも考えられる。そういった意味では、第 4 条第 4 項「その他道路としての効用がなくなったもの」も理由として適用すると考える。

問 9 市道 3671 号線を市道認定する前、市立長尾中学校屋内運動場の工事期間に、工事用車道は使用できるのか。

答 9 平成 28 年度に市道認定は完了している。歩道部分については通学者も含め一般の方が使用し、車道部分については、工事進入路として専用的に使用することとしており、教育委員会とも協議できている。

自由討議 なし

討 論 なし

#### 審査結果

議案第 97 号 可決 (全員一致)

議案第 98 号 可決 (全員一致)

議案第 99 号 可決 (全員一致)

議案番号及び議案名

請願第20号 宝塚観光花火大会の復活についての請願

請願の概要

＜請願の趣旨＞

大正2年から開催され、夏の宝塚の風物詩として100年を超える歴史がある「宝塚観光花火大会」ですが、近年様々な理由により中止となっています。

宝塚観光花火大会は、毎年5万人以上の方が訪れ、集客性が高く、宝塚市民も誇りに思う宝塚市の一大イベントでした。市民にとって、宝塚観光花火大会の中止が残念であり、それが市議会への強い要望になっています。

ちなみに、お隣の三田市では、花火大会を開催するために市民が主体となって協賛金を募り、様々な所から広く協賛金を集めています。

私たちは、三田市同様の方法を行い、市民や事業者、自治会などから協賛金を集める所存です。是非とも、市民が待ち望んでいる宝塚観光花火大会を再開して頂きたいと思っています。

＜請願の項目＞

- 1 市民が中心となり広くから協賛金を集めることを前提として、早期に宝塚観光花火大会を再開して下さい。

＜質疑の概要＞

問1 紹介議員として、宝塚観光花火大会の開催場所や方式についての具体的な想定は。

答1 かつて開催していた温泉街では打ち上げ花火ができないので、観光花火大会ということで、市役所周辺においての打ち上げ花火を想定している。また、温泉街で、下から噴き出すような花火やナイアガラの滝、また観光協会の方から3Dマッピングの活用の声もあり研究を進めており、3Dマッピングと花火を融合させてできないかと考えている。さまざまな意見がある中での一つの案にすぎないが、できれば市役所側で大きな花火を打ち上げ、温泉街においても3Dマッピングを活用して、観光花火大会ができればと考えている。

問2 宝塚観光花火大会が、かつての開催場所であった温泉街で中止になった理由は、費用によるものであるのか、安全面によるものであるのか。

答2 今までは特注の小さな玉を使用していたものの、温泉街においては、右岸のマンションの建設、左岸の宝塚ホテルの移転により、保安距離を確保できなくなったため、中止となった。一方、市役所周辺での開催は、資金面で問題がある。保安距離が十分確保できるため、三、四号玉など大きな玉の使用もできる。そのため、見える範囲も広くなり、警備費用がこれまでよりも増大する。また、車の規

制、橋の警備の必要もあり、10万人ほどの観覧客が開催後に最寄りの逆瀬川駅に集中することとなり、駅の雑踏の問題もある。

問3 橋の警備・安全確保、幕の設置とは。

答3 市役所周辺での開催となれば、市役所横の宝塚新大橋において、車からの花火の脇見によって事故が発生したり、通行人が止まって花火を観覧し、人があふれることにより危険性が生じる。橋から花火を観覧することができないように、橋に幕をかけるよう、警察から指導・アドバイスをもらっているのだが、費用がかかる。また、橋を通行止めする案もあるが、相当な範囲で渋滞が発生する可能性があり、橋の取り扱いについても協議を行っている。

問4 紹介議員として、今までと同じ規模での宝塚観光花火大会の開催を考えているのか。

答4 かつて本市は、コンピューターで音と映像のコラボレーションをするなど、花火自体に費用をかけていた。三田市の花火大会である三田まつりでは、2,500発の打ち上げであるが、450万円程度の費用と聞いており、その程度の規模でも花火大会として十分成り立つのではないかと考えている。

問5 紹介議員に対して、三田市において、2,500発の打ち上げを450万円の費用で実施できたのか。

答5 花火の費用が450万円、警備費用が440万円、その他の費用が610万円である。

問6 三田市の三田まつりにおける寄附金はいくらか。

答6 三田市に確認したところ、協賛金は800万円程度で、市の補助金が700万円程度で、合わせて1,500万円程度と聞いている。

問7 過去の宝塚観光花火大会について、打ち上げ数とかかった費用は。

答7 平成27年度における宝塚観光花火大会の総事業費は3,979万円で、その内3千万円は市の補助金、1,076万円が協賛金で、45分間で2千発打ち上げた。

問8 市役所周辺において宝塚観光花火大会を開催すると計画した当時に、想定された金額は。

答8 45分間に2千発の打ち上げの想定で、これまで400万円程度であった警備費用が3千万円程度、また、これまでに必要なかった橋の幕の設置が370万円程度、総額で8,800万円余の支出を想定した。

問9 市役所周辺においての宝塚観光花火大会の開催計画に対して、宝塚警察側の対

応は。

答 9 平成 29 年度に入ってから協議しているが、花火大会の実施が未定のため、開催が決まってからの詳細な協議を求められている。橋の幕の設置、交通規制などは大きなテーマとなっており、雑踏や車の集中、周辺の混雑などについて、事前告知も含め最大限配慮するようにと指摘されている。

問 1 0 市民が協賛金を集めることを前提に、今回宝塚観光花火大会の復活に関する請願が提出された。紹介議員は、花火大会の復活の協賛金について、本市民はどの程度の金額を集められると想定しているのか。

答 1 0 やって見ないとわからない部分もあるが、三田市では、800 万円の協賛金を集めていることもあり、現在、関係している企業等ですでに 1 千万円の協賛金を集めていることから、協賛金 2 千万円程度集めることができると考えている。

問 1 1 8 千万円の規模で開催するとすれば、協賛金を 2 千万円集めたとしても、6 千万円は必要であるが、予算措置は可能であるのか。

答 1 1 厳しい財政状況の中で、すぐに 6 千万円の予算措置を確保することは難しい。費用の問題から、2 年に 1 度の開催も考えていたこともあった。これまで音と花火ということで音に費用をかけていた点の見直しや、警備費用の問題についても考える必要がある。また、これまでかなり多くの観覧席を買っていただいていたが、広い範囲での開催になると、観覧席が売れるのかという不安もある。

問 1 2 平成 25、26、27 年と過去二、三年にわたり、宝塚観光花火大会において、花火の燃えかすが落ちてきて複数人が怪我をし、警察側から危険であると何度も厳しい注意があり中止にもつながったが、紹介議員として、安全面の認識は。

答 1 2 市役所周辺での開催となれば、保安距離を十分確保できるという利点がある。中心地から大体 100 メートルから 150 メートルの距離であれば、やけどを負い怪我人が発生するというデータがあるのだが、市役所側から見ると、左岸側で打ち上げれば、保安距離が 200 メートル以上確保できるため、安全性を保つことができると考えている。

問 1 3 近隣市における花火大会の開催状況は。

答 1 3 川西市と池田市が共同で主催している猪名川花火大会は、4,000 発の打ち上げで、約 11 万 7 千人の観覧客と聞いている。費用としては、川西市と池田市で按分しており、合計 4,200 万円程度の総運営費となっている。伊丹市の花火大会は、3,500 発の打ち上げで、7 万 5 千人の観覧客、総費用は 3,100 万円程度と聞いている。

問 1 4 費用に関して、本市を例にとると、花火自体の費用、安全対策費用、設営費用など 3 項目程度に分けられると考えられるが、他市の費用の内訳については。

答 1 4 警備費用については、猪名川花火大会で 850 万円程度の警備費用、いたみ花火大会で 1 千万円程度の警備費用で実施している。他市の花火大会の警備にかかる費用は、本市の市役所周辺での想定と比較し、割と安価で済んでいると聞いている。

問 1 5 安全対策は完全にする必要はあるが、本市の警備費用は異常に高いという印象を受ける。本市の花火大会の警備費用が、他市の花火大会の警備費用と比べて高い理由は。また、本市との違いは何なのか。

答 1 5 会場を移す場合、既存の開催場所よりもさらなる安全の指導を求められ、それが必要だとも実感している。例えば、加古川市の花火大会も本市と同じような理由で会場が移されたが、その際、総事業費が 8 千万円以上に膨らみ、警備費用が 2,500 万円と本市が想定している範囲と似た規模の費用となっていることが見受けられる。新たな会場で開催する場合、どこまで警備するかを含め、十分な安全の配慮が必要であり、指導されると理解しており、総じて費用が高くなると思っている。

問 1 6 現在、宝塚観光花火大会は休止状態であるのか、あるいはやめるということなのか。

答 1 6 やめるという決定はしておらず、休止という位置づけである。従来の場所ではできないということから、場所の検討に入っており、必要な費用もようやく出てきた。改めて検討する必要があると考えている。

問 1 7 宝塚観光花火大会の再開に関して、市民からさまざまな強い声を聞いており、長期間休止状態を続けることは好ましくない。歴史的なものがなくなり、活力がなくなることは、行政にとって危機的な問題である。開催することを前提に、警察との協議はできているのか。

答 1 7 当然花火大会の開催を前提に、課題を共有するために警察と協議をしている。明石市での事故以来、あらゆるところから安全対策を求められ、多額の警備費用が想定されているが、そこまでの警備が必要なのかということについてなど、細かい協議もしている。その検討結果を踏まえ、改めて再度協議をし、今後の方向性を市民や議会に説明する必要があると実感している。

自由討議 なし

討 論  
(賛成討論)

討論1 さまざまな条件をクリアしていかなければ、宝塚観光花火大会の復活は難しい。この請願が採択されたことによって、花火大会がすぐ復活すると市民に理解されるのは、議会としてどうなのかと疑問に感じるが、今回、花火大会は休止中の状態であるが、条件が合えば再開したいという市の意向は何うことができた。花火大会復活に対し、市民の力をもってしっかりやりたいという意向に沿った請願であるのであれば、行政側もそのことをPRしながら、1千万円の協賛金を2千万円にするくらいの勢いで、市民も頑張るといふ大きなうねりの中で、立派な花火大会が開催できればと思ひ、賛成する。

**審査結果** 採択（全員一致）